平成２２年（フ）第８０号
名古屋市中川区助光２丁目2305番地　エステートピア助光102号
債務者　石塚　秋江
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅４棟402号
債務者　山田ふき子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５号
名古屋市緑区鳥澄２丁目304番地　緑が丘パークマンション201号
債務者　横田　玉枝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８号
愛知県北名古屋市西之保犬井164番地１　シャンポール西春102号
債務者　可兒　美雪
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９号
愛知県春日井市味美西本町1567番地　第１平松ビル301号
債務者　桑山　浩司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０号
愛知県春日井市味美西本町1567番地　第１平松ビル301号
債務者　桑山　貴公
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６号
名古屋市西区笠取町２丁目93番地　川口マンション205号
債務者　大野　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
岡山県倉敷市鳥羽55番地１　マスカットハイツＡ棟102号
債務者　鎌田　達男
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９号
大分県中津市大字大貞316番地10
債務者　久保　豊子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６２２号
埼玉県鴻巣市宮前368番地４
債務者　高橋　京子（旧姓里川）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２３号
埼玉県鴻巣市宮前368番地４
債務者　里川　健一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５７号
さいたま市緑区大字三室2113番地60
債務者　塩田　一市
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室1028番地２　メゾン丸山２―210
債務者　吉田　徹男
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室1028番地２　メゾン丸山２―210
債務者　吉田　忠司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０１号
埼玉県北本市中丸７丁目237番地、旧住所さいたま市見沼区大字大谷219番地16
債務者　濱野　　真
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
埼玉県戸田市下戸田２丁目３番９―206号
債務者　川縁　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目４番地31号104
債務者　坂本代志夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係